平成２２年（フ）第１６１号
千葉県匝瑳市野手326番地５　タートルハイツ102号室
債務者　伊藤　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３１９号
静岡県伊東市富戸1317番地の14　ザ・グラン伊豆高原イーストウェーブ326号
債務者　曽雌八重子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
静岡県沼津市戸田1315番地の２、住民票上の住所静岡県沼津市戸田1381番地
債務者　尾沢雄一郎
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
静岡県伊豆の国市田京51番地の３
債務者　相河　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
静岡県沼津市平沼245番地　ドリーム21・206、前住所静岡県沼津市庄栄町10番35号グレイスミヤ壱番館305号
債務者　神之田きぬ子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
静岡県沼津市三園町３番13号　杉村マンション203、前住所静岡県沼津市西島町１番33号ロイヤルマンション西島町402
債務者　佐藤美千子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
京都府京丹後市大宮町善王寺311番地
債務者　池田　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第５４号
京都府京丹後市久美浜町浦明209番地の１、前住所京都府京丹後市網野町小浜860番地
債務者　北村　孝司
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１００６号
大阪府富田林市清水町３－８－808、住民票上の住所大阪府藤井寺市青山１丁目５番26号
債務者　尾倉　淳子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
堺市北区新金岡町２丁４番１　堺新金岡団地壱号棟207号室
債務者　平井　政敏
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９７５号
堺市美原区多治井25番地１　プロニティ美原106号、前住所大阪府岸和田市尾生町21番地の５　エスポワールパレスⅡ201号
債務者　浅野　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１２号
堺市南区城山台２丁１番２－801号
債務者　米田愛梨沙
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４５号
堺市美原区菩提73番地２　レジデンスＣＩＥＬ102号
債務者　古長　保美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０４８号
堺市南区城山台２丁１番２－505号
債務者　吉川　広美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０７０号
大阪府松原市河合４丁目331番地の19
債務者　長井　栄子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０９０号
堺市堺区向陵中町１丁８番７号、住民票上の住所大阪府富田林市加太三丁目３番８－101号
債務者　本條　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０９３号
大阪府富田林市若松町１丁目７番24号
債務者　柴田　章志
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係